

盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針



平成 26 年 9 月

盛 岡 市

盛岡市教育委員会

(改定 令和元年 11 月)

目 次

○はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1～2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止等に向けた方針	
II 市が実施する施策	3～4
1 盛岡市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
2 盛岡市いじめ調査委員会の設置	
3 いじめ防止等に関する取組	
III 学校が実施すべき施策	4～6
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置	
3 学校におけるいじめ防止等に関する取組	
IV 重大事態への対処	6～8
1 重大事態の発生と調査	
2 調査結果の提供及び報告	
3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
V その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
1 市基本方針の見直しの検討	
2 県教育委員会との連携	

○はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではない。

市及び市教育委員会は、いじめ問題に対してどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを認識し、平成 18 年からいじめ問題対策委員会を設置して、いじめ防止の取組を推進してきたところであるが、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受け、改めて児童生徒のいじめ問題の防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「市基本方針」という。）を策定する。

I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安全で安心した学校生活を送ることができるよう、いじめは人間としての存在、個人の尊厳を根底から否定し、侵害するものであり、許されない行為であることについて児童生徒に十分理解できるようにするとともに、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して、学校、家庭、地域その他の関係者が連携して取り組まなければならない。

また、いじめ問題に対する基本的な理解の在り方として、次の点に留意する。

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであること。
- (2) 命は、かけがえのないものであり、自分と他の人の命を大切にしなければならないこと。
- (3) いじめは、直接の加害者・被害者だけの問題ではなく、観衆や傍観者の存在にも注意を払い、教職員、保護者、地域等の大人も含めて許容しない雰囲気作りが大切であること。
- (4) いじめは、子どもにとって、健やかな成長を阻害するだけでなく、将来に向けた夢や希望を失わせるなど、長期間にわたり深刻な影響を与えることがあるものであること。

2 いじめの定義

いじめは、法第 2 条において次のように定義されており、市もこれを踏まえて取組を進めるものとする。

（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。

また、いじめの認知は、法第 22 条学校いじめ対策組織を活用して行うこと。

3 いじめ防止等に向けた方針

市、学校、家庭や地域、関係機関等は、いじめを「つくらない」「みのがさない」「のこさない」という考え方を基本とし、「早期発見・早期対応」が重要という姿勢で、相互に連携を図り、市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る取組を進めていくものとする。

(1) 市

ア 市基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止や解決に向けた施策を総合的に策定し、実施する。

イ いじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応、いじめを受けた子どもの支援、いじめを行った者等への適切な指導を速やかに行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域、関係機関等との連携の強化や必要な体制の整備に努める。

ウ 学校におけるいじめの実態の把握を行い、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速にいじめを解決するための措置を講じ、再発防止に努める。

エ いじめ防止に向けて、市民に向けて広く啓発活動を行う。

(2) 学校

ア 自校におけるいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を示した「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、「いじめの防止等のための組織」を設置する。

イ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを全職員で強く意識し、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら、未然防止と早期発見・早期解決に努める。

ウ 子どもや保護者に対し、相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別面談などにより、児童生徒の状況の把握に努める。

(3) 家庭や地域

ア どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを理解し、子どもの様子の変化を注意して見守るとともに、相談等があった場合は、速やかに学校や関係機関に連絡し、協力して解決に向けて取り組む。

イ 普段から地域の中で情報共有に努め、いじめを発見したり、いじめにかかわる情報等を得たりした場合は、速やかに学校や関係機関に連絡し、協力して解決に向けて取り組む。

(4) 関係機関等

子どもの健全育成に関わる関係機関等は、その役割を認識し、学校等と相互に連携しながら、いじめの防止と早期対応に努める。

Ⅱ 市が実施する施策

市は、いじめの防止等のため、市基本方針に基づき、市教育委員会と一体となっていじめの防止等のための対策を総合的に推進するとともに、各校の取組を指導・支援し、必要な措置を講ずる。

1 盛岡市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第 14 条第 1 項の規定に基づき、盛岡市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、市立学校の校長、教育委員会事務局の職員、岩手県が設置する児童相談所の職員、盛岡地方法務局の職員、岩手県警察の職員、いじめの防止等に関係する機関及び団体に属する者のうち教育委員会が必要と認めた者とする。

協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) いじめの防止等（法第 1 条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項について協議を行うこと。
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整を行うこと。

2 盛岡市いじめ調査委員会の設置

法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、盛岡市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。調査委員会は、委員 5 人以内で組織し、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者とする。

調査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) いじめの防止等のための対策に関し必要な事項を調査審議すること。
- (2) 法第 24 条の規定により教育委員会が行った調査に対し意見を述べること。
- (3) 重大事態（法第 28 条第 1 項に規定する重大事態をいう。）に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

3 いじめ防止等に関する取組

- (1) いじめの防止及び早期発見

ア 市内のいじめ問題の状況を把握し、その対応方法、未然防止策等について必要な対策を講ずる。

イ お互いの良さを認め合う学級づくりや、人間関係づくりのための教員研修を推進する。

ウ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修（インターネットを通じて行われるいじめ問題への対応を含む。）の実施等資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

エ いじめ相談の窓口として、教育相談室等の周知を図り、相談体制を整備する。

オ 各小中学校のいじめ問題の取組を充実させることを目的として、学校取組チェックシートを活用した自校の取組点検を一斉に実施し、各校の取組の改善を図る。

カ 市立小中学校の児童生徒と保護者に対する「いじめアンケート」を実施し、いじめの防止及び早期発見に努め、学校のいじめ問題への早期対応を支援していく。

キ 盛岡地域生徒指導研究推進協議会の活動を通して、関係機関と連携した指導の充実に努める。

ク 教育振興運動を通じて、家庭・地域社会・学校が一体となった児童生徒の健全育成

に努める。

(2) いじめへの対応

ア 学校からいじめの報告を受けた場合は、各校のいじめの防止等の対策のための組織を活用し、被害児童生徒を守ることを優先して迅速に対応するよう指導・助言を行うとともに、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。

イ 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整して問題の解決を図る必要がある場合や、市教育委員会が対応を図る必要があると判断される場合は、関係機関と連携を図るとともに、必要によりいじめ調査委員会を開き、調査審議を行いながら問題の解決に向けて取り組む。

(3) 再発防止

ア いじめに対する措置後も、当該児童生徒の学校生活が充実したものとなるよう、いじめ調査委員会の提言がある場合は、その内容も踏まえ、学校の取組を継続的に支援し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を図る。

イ いじめの再発防止のため、市対策委員会での協議や学校の取組の実態等を基にしながら、いじめの防止等に関する取組の見直しを図る。

Ⅲ 学校が実施すべき施策

学校は、いじめ防止等のため、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等の対策のための組織を中核にして、校長の強力なリーダーシップの下、教職員と一致協力体制を確立し、市教育委員会と適切に連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や県の基本方針、そして市の基本方針を参考として、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、生徒指導体制の充実、校内研修、学校評価、関係者との連携等を定めるとともに、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処などいじめの防止等全体に係る内容を示すこととする。

2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置する。構成員は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学年主任等校長が実情に応じて定めるものとする。

当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得ながら、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議の役割分担をしておくなど、学校の実情に応じて工夫すること。

また、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要であり、次のような役割が考えられる。

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づく未然防止や早期発見・事案対処の取組の実施や具体的な年間計画の作成を行い、実行の中核となること。

- (2) 児童生徒や保護者に当該組織の存在を周知し、いじめの相談・通報の窓口となること。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図ること。
- (4) いじめの疑いに関する情報があつた場合は、緊急会議等を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施すること。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) いじめの防止

- ア いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものであるという基本的な考えの下、全ての児童生徒を対象にし、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- イ 未然防止の基本として、児童生徒が他者への思いやりや心の通うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、行事や授業に主体的に参加し活躍できるよう、授業づくりや集団づくりを大切にする。
- ウ 毎月一日を「心の日」として設定し、家庭や地域と協力しながら、豊かな心の育成に向けた取組を推進する。

(2) 早期発見

- ア いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい状況で行われることを全教職員で認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って積極的に認知する。
- イ 日頃から児童生徒との信頼関係に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。
- ウ 定期的なアンケート調査や教育相談による面談の実施等により、いじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかにいじめの防止等のための組織に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめの防止等のための組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- イ 対応については、特定の教職員で抱え込まず、いじめの防止等のための組織等を中心に活用し、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で組織として取り組む。

(4) いじめの解消

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること。

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、市教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) 再発防止に関すること

ア いじめに対する措置後も、被害児童生徒・加害児童生徒が共に充実した学校生活を送ることができるよう、保護者等と連携を図りながら継続的に支援・指導を行う。

イ いじめの再発防止のため、いじめの防止等のための組織を活用しながら、いじめの防止等に関する取組の見直しを図る。

IV 重大事態への対処

いじめの重大事態については、市基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の把握

学校又は市教育委員会は、いじめにより次のような疑いがあった場合は、個々のケースについて、その内容を十分に把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査を行う。

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

オ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえることとするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留

意する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

(3) 調査を行う主体

市教育委員会は、重大事態の状況に応じて、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて決定する。

(4) 調査を行う組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行う。

市教育委員会が調査の主体となる場合は、いじめ調査委員会を開き、公平性・中立性を確保して実施する。

また、学校が調査の主体となる場合は、調査の迅速化を図るため、既存の「いじめの防止等のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により調査を実施する。

(5) 調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする調査を行う。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記2(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、調査の結果について調査(再調査)を行う。

再調査は、盛岡市いじめ再調査委員会が行い、公平性及び中立性を確保して実施する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当

該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生防止のために必要な措置を講ずる。

V その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 市基本方針の見直しの検討

いじめの防止等に関する市の施策や学校の取組、重大事態の対処等、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講ずる。

2 県教育委員会との連携

市立学校で発生した重大事態等で、当該学校及び市教育委員会だけでは解決が困難な事案が発生した場合は、県教育委員会に対し、外部の専門家からなる支援チームの派遣要請を行う。